# 昭和二十二年法律第百九十四号

第一条 国の利害に関係のある訴訟についての法務 大臣の権限等に関する法律 国を当事者又は参加人とする訴訟につい

のに前条の訴訟を行わせることができる。 法務大臣は、所部の職員でその指定する 法務大臣が、国を代表する。

ものとする その訴訟については、法務大臣の指揮を受ける とができる。この場合には、指定された者は、 務大臣の指定するものにその訴訟を行わせるこ 政庁の意見を聴いた上、当該行政庁の職員で法 について、必要があると認めるときは、当該行 の所管し、又は監督する事務に係る前条の訴訟 法務大臣は、行政庁(国に所属するものに限 第五条、第六条及び第八条において同じ。)

務大臣の指示を受けるものとする。 は、指定された者は、その訴訟については、法 当該訴訟を行わせることができる。この場合に 公共団体の指名する職員の中から指定する者に する地方公共団体の意見を聴いた上、当該地方 認めるときは、当該第一号法定受託事務を処理 るものである場合において、特に必要があると 第一号に規定する第一号法定受託事務(以下 (昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項 「第一号法定受託事務」という。) の処理に関す 法務大臣は、前条の訴訟の争点が地方自治法

務大臣の指示を受けるものとする。 は、指定された者は、その訴訟については、法 当該訴訟を行わせることができる。この場合に 行政法人の指名する職員の中から指定する者に 当該独立行政法人の意見を聴いた上、当該独立 合において、特に必要があると認めるときは、 法人」という。)の事務に関するものである場 人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第 項に規定する独立行政法人(以下「独立行政 法務大臣は、前条の訴訟の争点が独立行政法

第三条 前条の規定は、法務大臣が弁護士を訴訟 代理人に選任し、第一条の訴訟を行わせること

第四条 法務大臣は、国の利害又は公共の福祉に とができる。 その指定する所部の職員に意見を述べさせるこ を得て、裁判所に対し、自ら意見を述べ、又は 重大な関係のある訴訟において、裁判所の許可

行政庁は、所部の職員でその指定するも 当該行政庁の処分(行政事件訴訟法 昭

> を行わせることができる。 第一項(同法第三十八条第一項(同法第四十三 規定する処分をいう。)又は裁決(同条第三項 当該行政庁を当事者若しくは参加人とする訴訟 含む。)の規定による国を被告とする訴訟又は 同法第四十三条第一項において準用する場合を 条第二項において準用する場合を含む。)又は 和三十七年法律第百三十九号)第三条第二項に に規定する裁決をいう。)に係る同法第十一条

の所部の職員とみなす。は、同項の規定の適用については、当該行政庁 前項の訴訟に係る行政庁の上級行政庁の職員

ない。 人に選任し、同項の訴訟を行わせることを妨げ 第一項の規定は、行政庁が弁護士を訴訟代理

第六条 前条第一項の訴訟については、行政庁 は、法務大臣の指揮を受けるものとする。

選任した者を解任することができる。 第三項の規定により行政庁の指定し、若しくは 要があると認めるときは、所部の職員でその指 士にその訴訟を行わせ、又は同項若しくは同条 定するもの若しくは訴訟代理人に選任する弁護 法務大臣は、前条第一項の訴訟について、必

第六条の二 行政事件訴訟法第十一条第一項(同 三条第一項において準用する場合を含む。)の おいて準用する場合を含む。) 又は同法第四十 法第三十八条第一項(同法第四十三条第二項に る訴訟が提起されたときは、当該地方公共団体 政庁を当事者とする第一号法定受託事務に関す 定受託事務に関する訴訟又は地方公共団体の行 規定による地方公共団体を被告とする第一号法 なければならない。 は、法務大臣に対し、直ちに、その旨を報告し

ない。 当該地方公共団体は、法務大臣に対し、あらか じめ、訴訟に参加する旨を報告しなければなら 定受託事務の処理に関するものであるときは、 する場合において、当該訴訟の争点が第一号法 地方公共団体の行政庁が訴訟に参加しようと

る。 の利害を考慮して必要があると認める場合に限 きる。ただし、指示については、法務大臣が国 勧告、資料提出の要求及び指示をすることがで 法務大臣は、当該地方公共団体に対し、助言、 の行政庁を当事者若しくは参加人とする前二項 (前項の参加に係る事務を含む。) については、 に規定する訴訟に係る当該地方公共団体の事務 地方公共団体を当事者とし又は地方公共団体

の指定するもの又は訴訟代理人に選任する弁護 地方公共団体の長に協議して、所部の職員でそ を考慮して必要があると認めるときは、 士にその訴訟を行わせることができる。 法務大臣は、前項の訴訟について、国の利害 | 第七条 地方公共団体、独立行政法人その他政令

された者は、その訴訟については、法務大臣の 部の職員で法務大臣の指定するものにその訴訟 内閣総理大臣又は国家行政組織法(昭和二十三 指揮を受けるものとする。 を行わせることができる。この場合には、指定 省大臣をいう。)に協議して、当該各大臣の所 年法律第百二十号)第五条第一項に規定する各 第二項に規定する事務を分担管理する大臣たる ル庁設置法(令和三年法律第三十六号)第四条 法律第八十九号)第四条第三項若しくはデジタ 事務に係る各大臣(内閣府設置法(平成十一年 び当該地方公共団体が処理する第一号法定受託 ると認めるときは、同項の地方公共団体の長及 法務大臣は、前項の場合において、必要があ

第六条の三 独立行政法人又はその行政庁を当事 者とする訴訟が提起されたときは、当該独立行 報告しなければならない。 政法人は、法務大臣に対し、直ちに、その旨を

報告しなければならない。 人は、法務大臣に対し、あらかじめ、その旨を 訟に参加しようとするときは、当該独立行政法 き、又は独立行政法人若しくはその行政庁が訴 独立行政法人が訴訟を提起しようとすると

に係る事務を含む。)については、法務大臣は、立行政法人の事務(前項の訴訟の提起及び参加 ができる。 は、当該独立行政法人に対し、指示をすること 国の利害を考慮して必要があると認めるとき 加人とする前二項に規定する訴訟に係る当該独 独立行政法人又はその行政庁を当事者又は参

わせることができる。この場合には、指定され 職員で法務大臣の指定するものにその訴訟を行 する大臣の意見を聴いた上、当該大臣の所部の ると認めるときは、同項の独立行政法人を所管 の指定するもの又は訴訟代理人に選任する弁護 独立行政法人の長に協議して、所部の職員でそ を考慮して必要があると認めるときは、同項の 士にその訴訟を行わせることができる。 法務大臣は、前項の場合において、必要があ 法務大臣は、前項の訴訟について、国の利害

同項の るものに当該訴訟を行わせることを求めること で定める公法人は、その事務に関する訴訟につ いて、法務大臣にその所部の職員でその指定す

務大臣に通知しなければならない。 て前項の請求をするときは、併せてその旨を総 地方公共団体がその事務に関する訴訟につい

ときは、所部の職員でその指定するものにその 臣は、国の利害を考慮して必要があると認める 訴訟を行わせることができる。この場合におい とする。 は、法務大臣は、 て、地方公共団体の事務に関する訴訟について 第一項の請求があつた場合において、法務大 総務大臣の意見を求めるもの

第八条 第二条、第五条第一項、第六条第二項、 項(第五号を除く。)の規定を準用する。 訟法(平成八年法律第百九号)第五十五条第二 より法務大臣の指定した者については、民事訴 共団体の事務に関する訴訟につき同項の規定に 上の行為をする権限を有する。ただし、地方公 第四項若しくは第五項又は前条第三項の規定に 第六条の二第四項若しくは第五項、第六条の三 し、第一項の訴訟を行わせることを妨げない。 その他の公法人が弁護士を訴訟代理人に選 訴訟について、代理人の選任以外の一切の裁判 より法務大臣又は行政庁の指定した者は、当該 前項の規定は、地方公共団体、独立行政法人

第九条 調停事件その他非訟事件については、 は「申立てに係る事件」と読み替えるものとす 六条の二第二項中「訴訟に参加」とあるの 各条の規定を準用する。この場合において、 「事件の申立てを」と、「訴訟の争点」とあるの 第前 は

第十条 この法律の規定により地方公共団体が処 項及び第二項(前条において準用する場合を含 規定する職員に係るもの並びに第六条の二第一 三項(前条において準用する場合を含む。)に 理することとされている事務のうち、第二条第 定受託事務とする。 む。)の規定により処理するものは、

#### 抄

れを施行する。 この法律は、法務庁設置法施行の日から、

表しているものは、 ている第一条又は第九条の事件について国を代 行政庁の職員でこの法律施行の際現に係属し その事件については、これ

た者は、その訴訟については、

法務大臣の指揮

を受けるものとする。

とみなす を含む。)の規定により法務大臣の指定した者 を第二条第二項(第九条において準用する場合

## 則 (昭和二七年三月二二日法律第六

この法律は、 公布の日から施行する。

### 六八号) 《昭和二七年七月三一日法律第二

する。 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行六八号) 抄

### 四〇号) (昭和三七年五月一六日法律第一

この法律は、 昭和三十七年十月一日から施行

2 律による改正前の規定によつて生じた効力を妨前に生じた事項にも適用する。ただし、この法 特別の定めがある場合を除き、この法律の施行 この法律による改正後の規定は、この附則に

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の のこの法律による改正後の規定にかかわらず、 旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかついては、当該訴訟を提起することができないこの法律の施行の際現に係属している訴訟に なお従前の例による。 管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨 なお従前の例による。

5 正前の規定による出訴期間より短い場合に限正後の規定による出訴期間がこの法律による改お従前の例による。ただし、この法律による改は裁決に関する訴訟の出訴期間については、な 前の規定による出訴期間が進行している処分又 この法律の施行の際現にこの法律による改正

出訴期間が定められることとなつたものについする当事者訴訟で、この法律による改正により ての出訴期間は、この法律の施行の日から起算 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関

更することを許すことができる。 よる改正後の規定にかかわらず、なお従前の例係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律には裁決の取消しの訴えについては、当該法律関 による。ただし、裁判所は、原告の申立てによ この法律の施行の際現に係属している処分又 決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変

での規定を準用する。 十八条後段及び第二十一条第二項から第五項ま 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第

#### 附 号) 則 抄 (昭和四一年七月一日法律第一一

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。 をこえない範囲内において政令で定める日 から

#### 〇号) 附 則 (平成八年六月二六日法律第一

この法律は、 新民訴法の施行の日から施行す

る。

附

#### 七号) 則 抄 (平成一一年七月一六日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 Iから施

該各号に定める日から施行する。 百二条の規定 公布の日 条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二 規定(市町村の合併の特例に関する法律第六 百五十七条第四項から第六項まで、第百六十 項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第 十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四 分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第 係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定 九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項 。) に限る。)、第四十条中自然公園法附則第 (農業改良助長法第十四条の三の改正規定に (両議院の同意を得ることに係る部分に限る 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五 (同法第二百五十条の九第一項に係る部分 第八条及び第十七条の改正規定に係る部 節名並びに二款及び款名を加える改正規

措置) 臣の権限等に関する法律の一部改正に伴う経過 (国の利害に関係のある訴訟についての法務大

第五十二条 この法律の施行の際現に係属してい 条の規定による改正後の国の利害に関係のある る訴訟事件又は非訟事件については、第九十七 及び第九条の規定にかかわらず、 第二条、第五条、第六条、第六条の二、第八条 訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律 による。 なお従前の例

(国等の事務)

| 第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれ 前において、 の法律に規定するもののほか、この法律の施行 地方公共団体の機関が法律又はこ

> 又はこれに基づく政令により当該地方公共団体 れに基づく政令により管理し又は執行する国、 は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律 第百六十一条において「国等の事務」という。) 他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則 の事務として処理するものとする。

第百六十条 この法律 (附則第一条各号に掲げる それぞれの法律の相当規定によりされた処分等 る行政事務を行うべき者が異なることとなるも この法律の施行の日においてこれらの行為に係 されている許可等の申請その他の行為(以下こ 改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許 規定については、当該各規定。以下この条及び の行為又は申請等の行為とみなす。 のそれぞれの法律の適用については、改正後の 除き、この法律の施行の日以後における改正後 む。)の経過措置に関する規定に定めるものを 後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含 のは、附則第二条から前条までの規定又は改正 の条において「申請等の行為」という。)で、 の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により 可等の処分その他の行為(以下この条において 附則第百六十三条において同じ。) の施行前に 「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行 (処分、申請等に関する経過措置)

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律 ほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当 らない事項で、この法律の施行の日前にその手 の規定により国又は地方公共団体の機関に対し それぞれの法律の規定を適用する。 ればならない事項についてその手続がされてい 対して報告、届出、提出その他の手続をしなけ 規定により国又は地方公共団体の相当の機関に びこれに基づく政令に別段の定めがあるものの 続がされていないものについては、この法律及 報告、届出、提出その他の手続をしなければな (不服申立てに関する経過措置) ないものとみなして、この法律による改正後の

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係 この条において「処分庁」という。)に施行日 る処分であって、当該処分をした行政庁(以下 行政不服審査法の規定を適用する。 あったものについての同法による不服申立てに 前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以 ついては、施行日以後においても、 下この条において「上級行政庁」という。)が 1引き続き上級行政庁があるものとみなして、 この場合に 当該処分庁

であった行政庁とする。 行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁 おいて、当該処分庁の上級行政庁とみなされる

2 九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす 当該機関が行政不服審査法の規定により処理す る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、 ることとされる事務は、新地方自治法第二条第 前項の場合において、上級行政庁とみなされ

(その他の経過措置の政令への委任)

(検討)

律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日か第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法 ら施行する。 (政令への委任)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) 第四条 前二条に定めるもののほか、この法 る日から施行する。 (施行期日) 一六〇号)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に 関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及 第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号 移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて 財源の充実確保の方途について、経済情勢の推 国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税 び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、 え、適宜、適切な見直しを行うものとする。 ともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及 きる限り新たに設けることのないようにすると に規定する第一号法定受託事務については、で 必要な措置を講ずるものとする。 ては、地方分権を推進する観点から検討を加 び新地方自治法に基づく政令に示すものについ

〇四号) 附 則 (平成一一年七月一六日法律第一 抄

(施行期日)

施行に関し必要な事項は、政令で定める。 附 則 (平成一一年一二月二二日法律第

は、平成十三年一月六日から施行する。ただ し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 第千三百五条、 第千三百六条、第千三百二

第千三百四十四条の規定 公布の日 十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び

### 号) 抄 (平成一六年六月九日法律第八四

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から 公布の日から起算して一年

### 号 抄 則 (令和三年五月一九日法律第三六

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行 日から施行する。 する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の (施行期日)

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による (処分等に関する経過措置)

含む。以下この条及び次条において「旧法令」

改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を

めがあるもののほか、この法律の施行後は、こ 認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定 という。)の規定により従前の国の機関がした

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により みなす。 の国の機関がした認定等の処分その他の行為と て「新法令」という。) の相当規定により相当 基づく命令を含む。以下この条及び次条におい の法律による改正後のそれぞれの法律(これに

- 届出その他の行為とみなす。 定により相当の国の機関に対してされた申請、 のほか、この法律の施行後は、新法令の相当規 その他の行為は、法令に別段の定めがあるもの 従前の国の機関に対してされている申請、届出
- 3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前 て、新法令の規定を適用する。 対してその手続がされていないものとみなし を、新法令の相当規定により相当の国の機関に あるもののほか、この法律の施行後は、これ ていないものについては、法令に別段の定めが日前に従前の国の機関に対してその手続がされ しなければならない事項で、この法律の施行の の国の機関に対して申請、届出その他の手続を

(命令の効力に関する経過措置)

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣 新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の 定めがあるもののほか、この法律の施行後は、

> ものとする。 第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織 法第十二条第一項の省令としての効力を有する

(政令への委任)

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条 及び前三条に定めるもののほか、この法律の施 置を含む。)は、政令で定める。 行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措